

「阪神・淡路大震災とひょうご21世紀研究機構の20年」映像制作業務  
委託仕様書

1 委託業務名

「阪神・淡路大震災とひょうご21世紀研究機構の20年」映像制作業務

2 業務目的

阪神・淡路大震災から30年、(公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構(以下「機構」という。)設立から20年を迎えるにあたり、大震災とは何だったのかを振り返り、機構が果たしてきた役割とこれから果たすことが期待される役割を整理するとともに、大災害の時代とさえ言われる昨今、人々に大災害への備えを周知・啓発する。

3 委託期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

4 事業費

金20,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内

※ 令和6年度の予算において、この契約に係る予算の減額又は削減があったときは、この契約を解除することがある。

5 業務内容

上記「2 業務の目的」を達成する、中高生でも理解可能な内容の映像を企画・制作すること。なお、制作した映像媒体は機構で活用するほか、外部からの要望に応じて無償で貸し出すことがある。

6 映像制作に係る仕様

(1) 映像の内容

- ①単に既存映像を再編集するのではなく、機構の活動内容を十分に盛り込み、魅力を発信できる内容を加えること
- ②機構各センターの保有するアーカイブ資料だけでなく、受託者が使用可能な資料・データも有効に活用すること
- ③テロップやBGM、ナレーション等を付加し、中高生以上の者が理解しやすい作品とすること
- ④必要に応じて機構関係者に知見を求め、ナレーションや映像に反映させること

## (2) 映像の長さ

複数（3以上）の編集テーマを設定し、1テーマを15~20分程度でまとめ、全てを1枚のDVDディスクに収録すること。なお、オープニング画面（テーマ選択画面）も併せて作成すること。

## (3) 規格

- ①解像度はHD(1920×1080)以上とする。
- ②フレームレートは30Pまたは60Pのいずれかとする。
- ③HDCAMまたはXDCAMもしくはデジタルシネマカメラ相当以上の業務用フルハイビジョンカメラで撮影する。
- ④フルハイビジョン規格の機材・ソフトウェアにより編集する。

## (4) その他

- ①2D映像で日本語版、英語版の2種を制作すること。なお、聴覚障害者への対応として、日本語版には日本語のテロップを画面表示すること
- ②英語版は、音声は日本語のままで英語テロップを画面表示すること。なお、英語テロップでの対応が困難な場合はナレーションを英語で行っても構わない。

## 7 納品

### (1) 納品期日

令和7年3月21日（金）

### (2) 納品する成果物

上記「5 業務内容」及び「6 映像制作に係る仕様」に基づき制作したDVD。

※部数は日本語版10枚、英語版10枚を基本とするが、事業費内で作成可能な部数を提案すること。

### (3) 注意事項

- ①電子媒体は、電子納品チェックシステム等によるチェックを行い、動作エラーが無いことを確認した上で提出すること
- ②納品に際しては、ウイルスチェックを実施した上で提出すること

## 8 留意事項

### (1) 映像制作

- ①業務を遂行するにあたっては、企画提案を基に事前に機構と協議のうえ内容等を決定すること
- ②各センター内での撮影が必要な場合、撮影日・場所等は機構と調整のうえ決定すること

③映像完成までの過程において、成果物の制作状況や途中経過報告、中間報告として映像を提出するなど、機構と協議を十分に行い、必要に応じて適宜修正・調整を行うこと。また、テロップなどの誤字・脱字等の修正は確実に対応すること。

## (2) 業務体制

- ①業務の実施にあたっては業務統括責任者を置くこと。
- ②プロデューサー、カメラマン、編集、翻訳、ナレーション等業務に携わるスタッフは、本業として業務の実績を有する者を選定すること

## (3) 一般的事項

- ①業務を遂行する上で必要な資料・素材（動画・静止画を含む）は、原則、受託者が手配し、必要に応じて機構が所有するものを提供することとする。なお、使用許可が必要な素材については、許可申請等必要な事務手続きは受託者が行うこと
- ②業務を遂行する上で必要な機材は、全て受託者が手配すること
- ③運賃、原材料購入費、謝礼、許諾料等、業務を遂行する上で必要な費用は、全て受託者の負担とすること
- ④受託者は、業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等しないこと。ただし、以下については機密情報には取り扱わないこととする。
  - ア 既に所有していた情報
  - イ 既に公知の情報
  - ウ 自己の責によらず公知または公用となった情報
  - エ 正当な権利を有する第三者から機密保持の義務を負うことなく合法的に入手した情報
  - オ 機密情報を利用することなく独自に取得した情報
- ⑤機構が提供する資料等を業務の目的以外で利用、または第三者に提供しないこと
- ⑥再委託
  - 受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。
  - また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を機構に提出し、機構の書面による承認を得た場合は、機構が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。
  - なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は機構に対し全ての責任を負うものとする。

## 9 著作権の帰属等

- (1) 受託者は、本作品及び本作品制作のために新規に撮影した映像素材に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲

渡権)、第26条の3(貸与権)、および第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を機構に無償で譲渡するものとする。なお、本作品に含まれる受託者が従前から保有し、または第三者から利用許諾を受けた著作物(以下「既存の著作物」という)の著作権については、既存の著作物の原作者に留保されるものとする。なお、既存の著作物の使用にあたり、成果物引き渡し後もその使用料等が発生する場合は、書面にてその旨機構に申し出ること。また、この場合、引き渡し後5年分の使用料を事業費に含めて提案すること。

- (2) 機構は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項に該当しない場合においても、その使用のために本作品の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作人人格権を主張しないものとする。ただし、既存の著作物については、この限りではないものとする。
- (3) 受託者は、本作品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者が本作品に関して著作権侵害を主張した場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。ただし、機構関係者のコメントに起因するときは、この限りではないものとする。

## 10 生成AIの取扱いについて

- (1) 生成AI(人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知能機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。)を利用する場合には、機構に対し、委託業務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証すること
- (2) 委託業務を処理するにあたり、生成AIを利用する場合には、委託業務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成AIに入力せず、生成AIの出力結果を確認して修正することなく成果物として機構に提出しないこと
- (3) 上記(1)及び(2)に違反し、個人情報を含む機密情報の漏えい、その他機構に損害を与えたときには、違約金の請求その他機構が行う一切の措置について異議を述べないこと

## 11 その他

- (1) 業務を遂行する上で仕様内容に疑義等が生じた場合は、速やかに機構と協議を行い対応することとする。
- (2) 天災その他不可抗力の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、機構と協議し、対応するものとする。